



又は 日間	1月目	円	2月目	円	3月目	円
	4月目	円	5月目	円	6月目	円

以下「あて先」を

「宛先」を

医師同意	同意年月日	年 月 日	記
	指定医療機関名		
同意	所在地		2
	医師氏名		

を

載者	
医師	
施術者	

医師同意	同意年月日	年 月 日
	指定医療機関名	
同意	所在地	
	医師氏名	
注意	注意事項等	


以下「あて先」を「3か月」を「6か月」に改め、医療費の

増3中「3か月」を「6か月」以下「4か月目」を「7か月目」に改め、医療費の増4を延5の5を4とす。

- 基本チェックリスト該当  
 ・要支援1・2」に改め、「指定居宅介護支援事業者」の次に「・指定介護予防支

居宅介護 介護予防	施設介護	居宅介護支援	
		介護予防支援 本人支払額	

「事業者」を以下

居宅介護 介護予防・ 日常生活支援	施設介護	



進学準備給付金申請書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県 福祉事務所長

申請者(大学等に進学する者)  
住所又は居所  
氏 名 ㊟

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名
- 2 大学等に進学する者の生年月日 年 月 日
- 3 進学先学校名
- 4 進学後の居住先(該当するものにチェックしてください。)  
 大学等進学前の住宅と同じ  
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)  
居住(予定)地
- 5 関係書類  
(1) 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類  
ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
イ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し  
ウ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し  
(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し  
(3) その他支給決定に当たり必要な書類  
※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する大学等の合格通知書、新たに居住する住居の賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでに上記(1)から(3)までの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座に限ります。)  
金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)  
支店名 支店(ゆうちょ銀行を除く。)  
記号 

--	--	--	--	--

 支店(ゆうちょ銀行の場合)  
預金種類  普通預金  当座預金  
(該当するものにチェックしてください。)  
口座番号 

--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて記載してください。)  
(カナ)  
口座名義人  
※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

様式第53号(第22条関係)

(表面)

進学準備給付金支給(不支給)決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のあつた生活保護法による進学準備給付金について、次のとおり決定したので通知します。

1 支給の可否

- 支給  
 不支給

2 進学準備給付金を支給する場合の支給額、支給日及び支給方法

支給額 円  
支給日 年 月 日  
支給方法

3 不支給の場合、その理由

(備考)

この決定通知が申請受理後14日を経過した理由

(裏面)

教 示

1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）を経過しても裁決がないとき。

② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第54号（第23条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）  
及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月  
日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金  
の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収  
金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所又は居所

氏 名

㊟

（宛先）

埼玉県 福祉事務所長

## 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、様式第十二号、様式第十五号（三）及び様式第二十六号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。